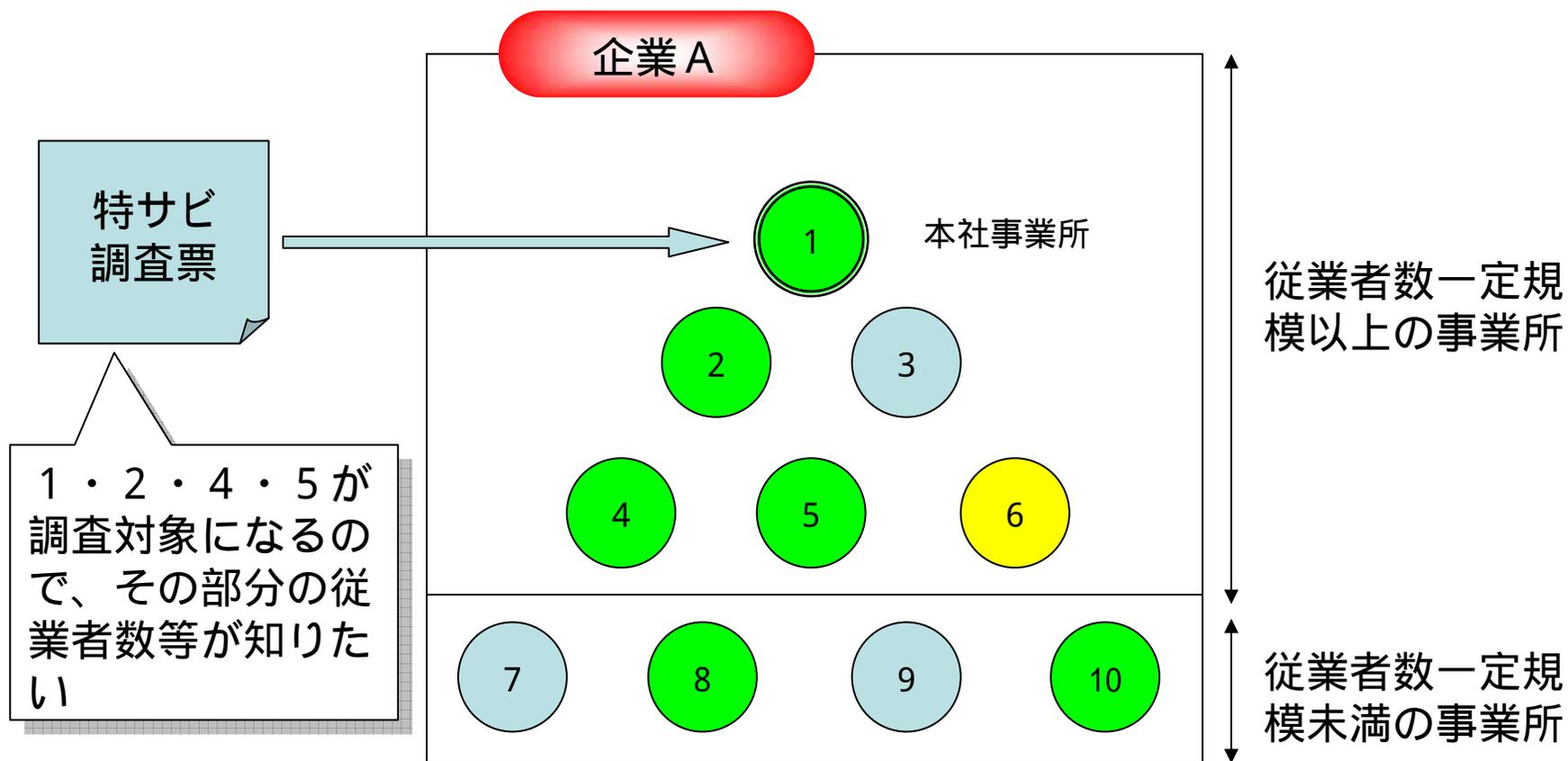


特定サービス産業動態統計調査とサービス産業動向調査（仮称）との間の
データ提供の方法について

- 2 - 1 特定サービス産業動態統計調査及びサービス産業動向調査（仮称）の
考え方について（事務局作成） 1
- 2 - 2 特定サービス産業動態統計調査とサービス産業動向調査（仮称）との
間のデータ提供の方法（案）（事務局作成） 7
- 2 - 3 特定サービス産業動態統計調査の計画（代替案）について
（経済産業省作成） 13
- 2 - 4 特定サービス産業動態統計調査とサービス産業動向調査（仮称）との
調整について（案）（事務局作成） 14
- 2 - 5 特定サービス産業動態統計調査及びサービス産業動向調査（仮称）の
スケジュール（事務局作成） 15

特定サービス産業動態統計調査及び サービス産業動向調査（仮称）の 考え方について

新たな特定サービス産業動態統計調査の調査対象の把握方法



【主業格付け情報】

- ソフトウェア業
- 情報処理提供サービス業
- インターネット附随サービス業

【ソフトウェア業を対象とした調査をする場合】

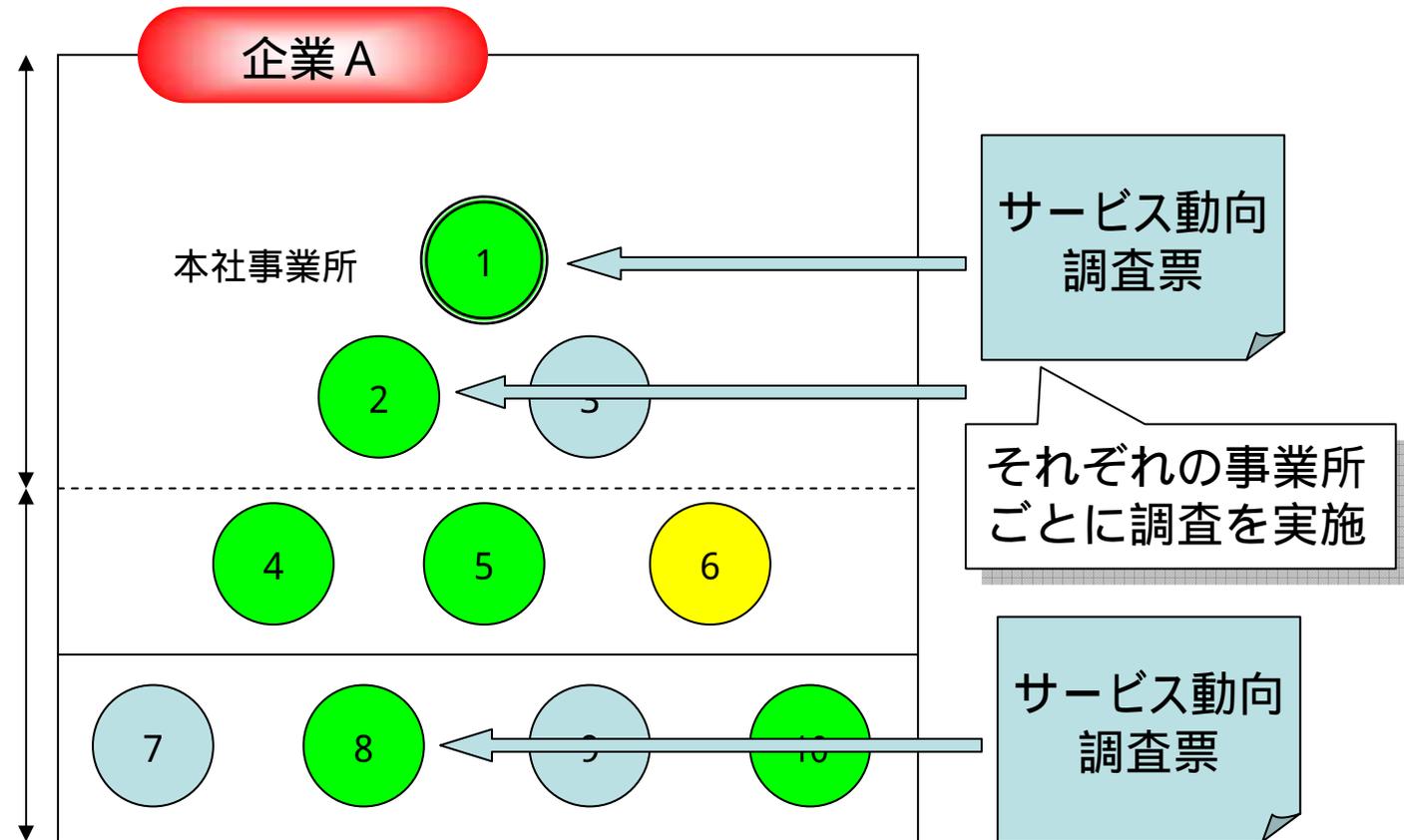
特定サービス産業動態統計調査では、対象となる産業のうち、従業者数が一定規模以上の事業所に関する売上高等の合計値を把握したいので、本社にはどの事業所の値について報告してほしいかをあらかじめ通知し、調査票を送付する。

今回の場合であれば、1・2・4・5が調査対象であり、8や10は対象外である。

サービス産業動向調査（仮称）の調査対象の把握方法

従業者数一定規模以上の事業所は悉皆調査（規模区分は特サビと異なる）

悉皆層以外の事業所は無作為抽出



【主業格付け情報】

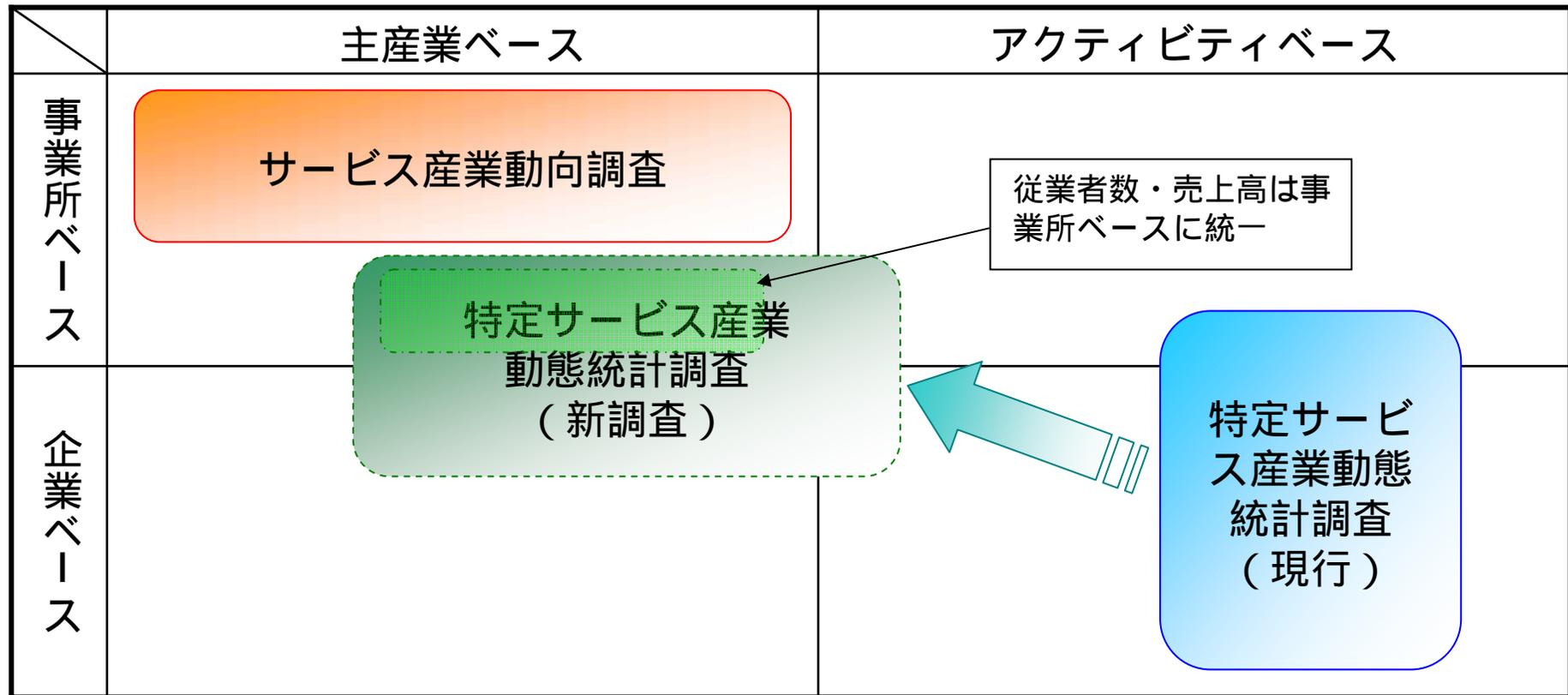
- ソフトウェア業
- 情報処理提供サービス業
- インターネット附随サービス業

【ソフトウェア業を対象とした調査をする場合】

一方、サービス産業動向調査では、企業の別に関係なく、事業所単位で無作為抽出を行うため、「1・2が調査対象になるが4・5は調査対象にならない」「8も調査対象になる」などの状況も起こりうる。

従業者規模による層別抽出を行うため、業種ごとに従業者数一定規模以上の事業所は悉皆調査となる。

両調査の調査単位・把握方法



サービス産業動向調査（仮称）と特定サービス産業動態統計調査（現行）の調査単位・把握方法は上記のとおりである。

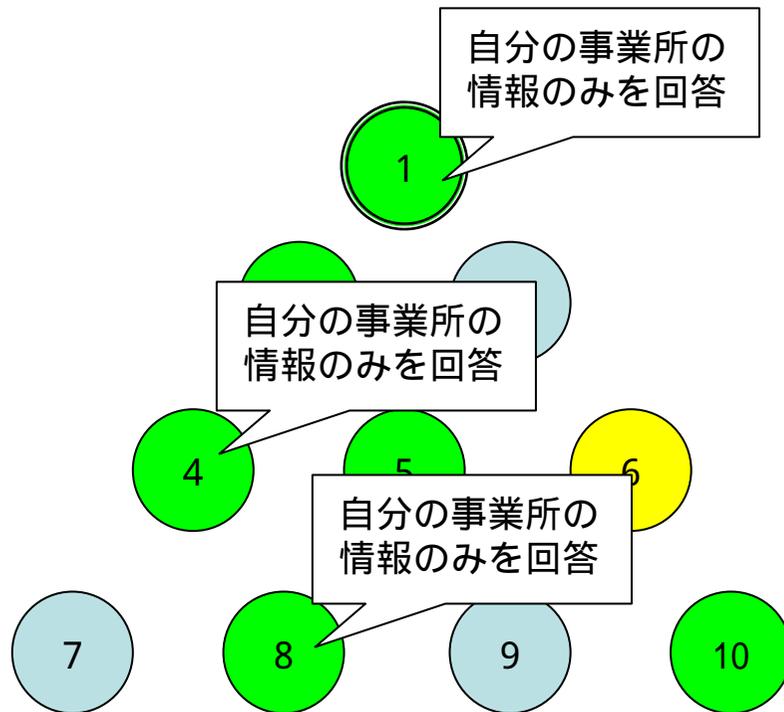
今回、経済産業省から提示された、新たな特定サービス産業動態統計調査については、

- 母集団名簿を業界団体名簿から事業所・企業統計調査名簿に切り替えること
- 「事業所ベースの値の合計値」として企業の従業者数及び売上高のデータを得ること

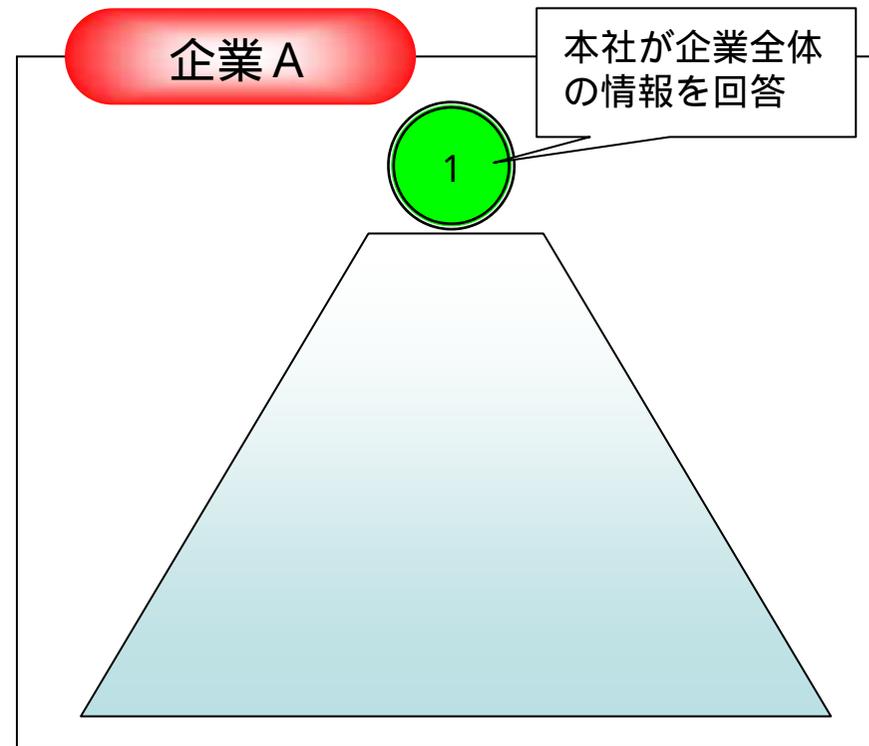
により、将来的なサービス産業動向調査（仮称）との統合も視野に入れ、調査設計の変更を計画してきたもの。

調査単位の違いについて

事業所ベースの考え方



企業ベースの考え方



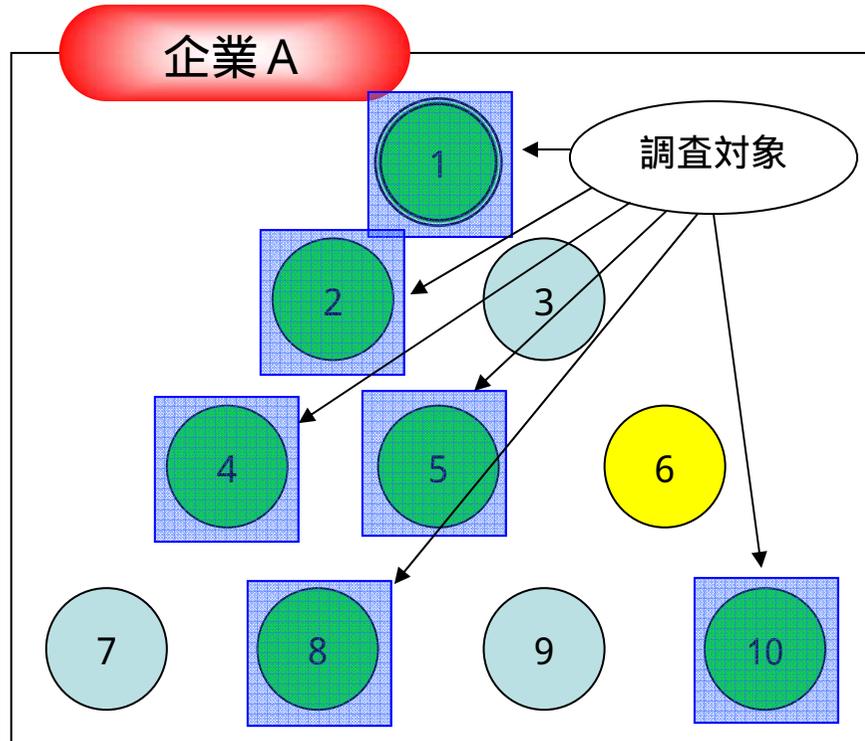
調査単位には、事業所ベースと企業ベースの2種類がある。

事業所ベースの調査では、経済活動の最小単位としてのデータを把握することが可能である（拡大推計が容易にできる）が、当該事業所に関する情報であっても本社事業所が一元管理しており、本社でないと回答できないケースもあり、また、企業行動に関する情報は把握できない、といった問題がある。

一方、企業ベースの調査では、業況見通しや企業間の取引件数など、企業行動に関する情報（産業ごとの特性事項）を把握することができるが、企業単位のデータを事業所単位のデータに割り戻すことが困難であること等の問題がある。

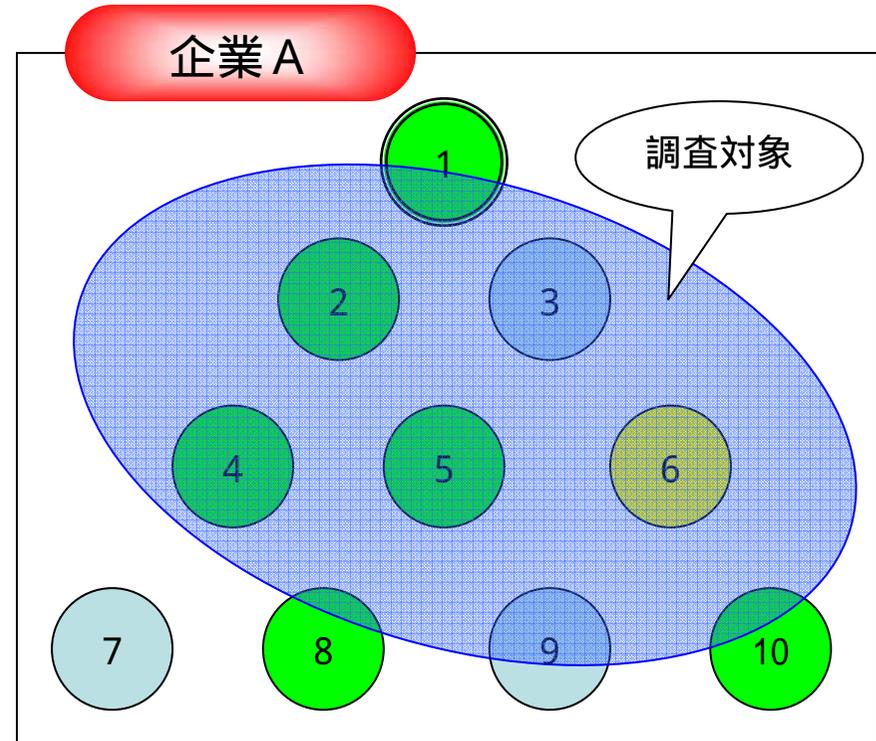
把握方法の違いについて

主産業ベースの考え方



事業所・企業統計調査で主産業として格付けられた事業所のみに対し、その事業所全体に係るデータを把握する。

アクティビティベースの考え方



事業所における産業分類格付けの主・従を問わず、企業における当該産業部門全体に係るデータを把握する。

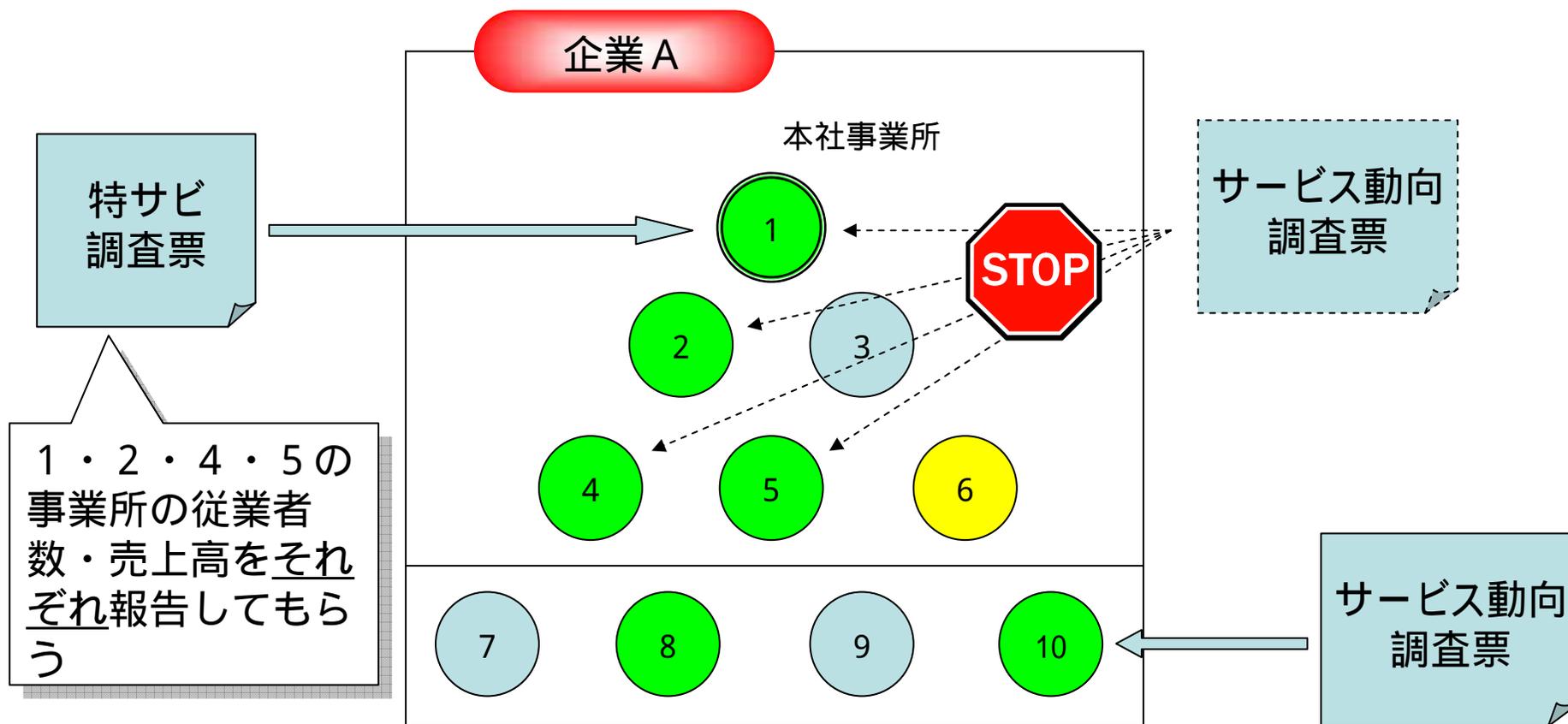
データの把握方法には、アクティビティベースと主産業ベースの2種類がある。

主産業ベースの把握方法であれば、事業所・企業統計調査に基づく名簿がそのまま使えるが、従産業として調査対象業種を営んでいる事業所の情報は把握できず（過小評価）、また、主産業の事業所の情報については、事業所全体のデータを当該産業に係るデータと見なして把握することになる（過大評価）。

一方、アクティビティベースの把握方法については、調査対象産業における正確なデータが把握できるものの、従産業も含めて当該業種を営んでいる事業所・企業の母集団情報を得ることが困難である。

特定サービス産業動態統計調査と サービス産業動向調査（仮称）との 間のデータ提供の方法（案）

案A：傘下事業所情報を一括して提供



【主業格付け情報】

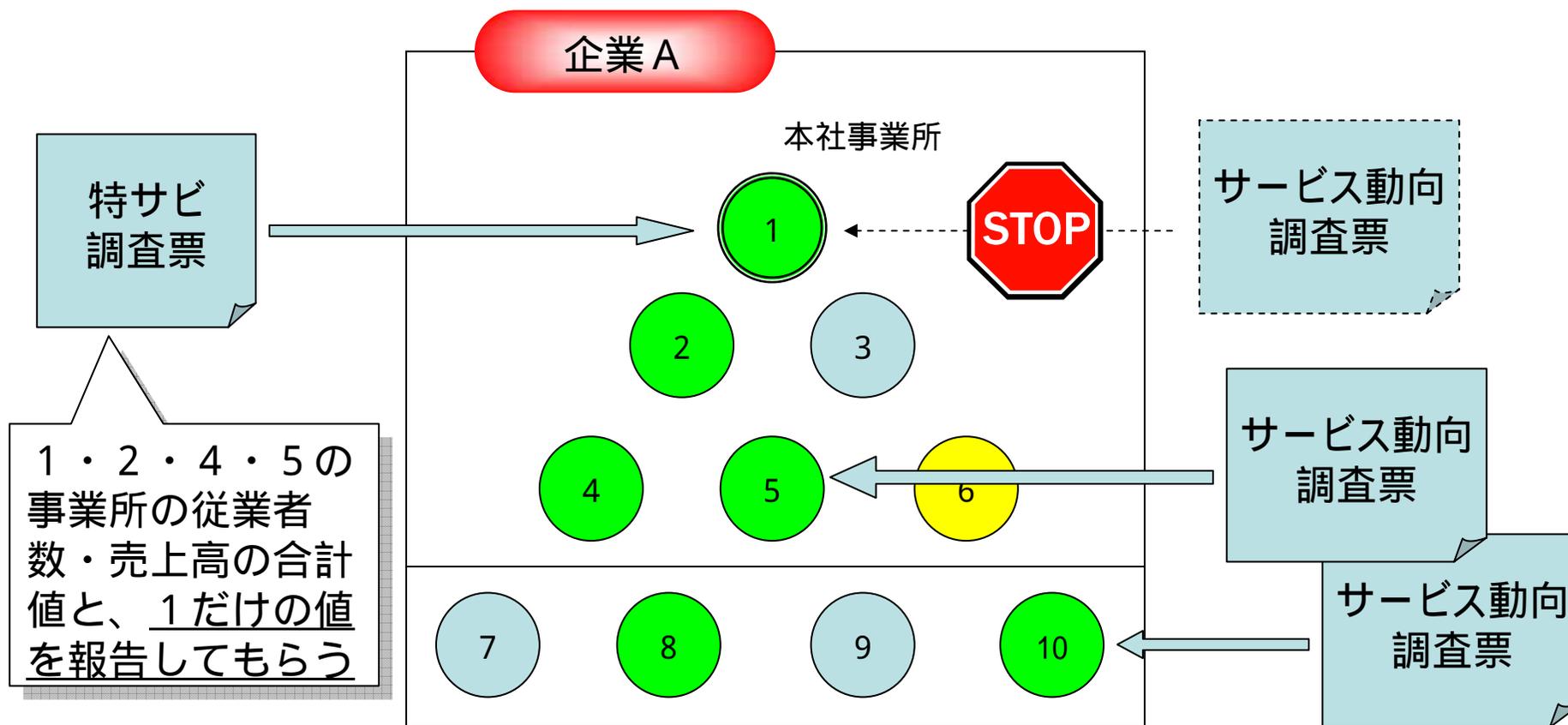
- ソフトウェア業
- 情報処理提供サービス業
- インターネット附随サービス業

特定サービス産業動態統計調査において、裾切り悉皆部分の個別の事業所の従業員数及び売上高を把握し、その結果を統計局に提供する。

サービス産業動向調査において、当該事業所が抽出された場合には、調査票は送付せず、提供されたデータを用いて集計する。

ただし、8や10が抽出される可能性はある。

案 B : 本社事業所分のデータのみ提供



【主業格付け情報】

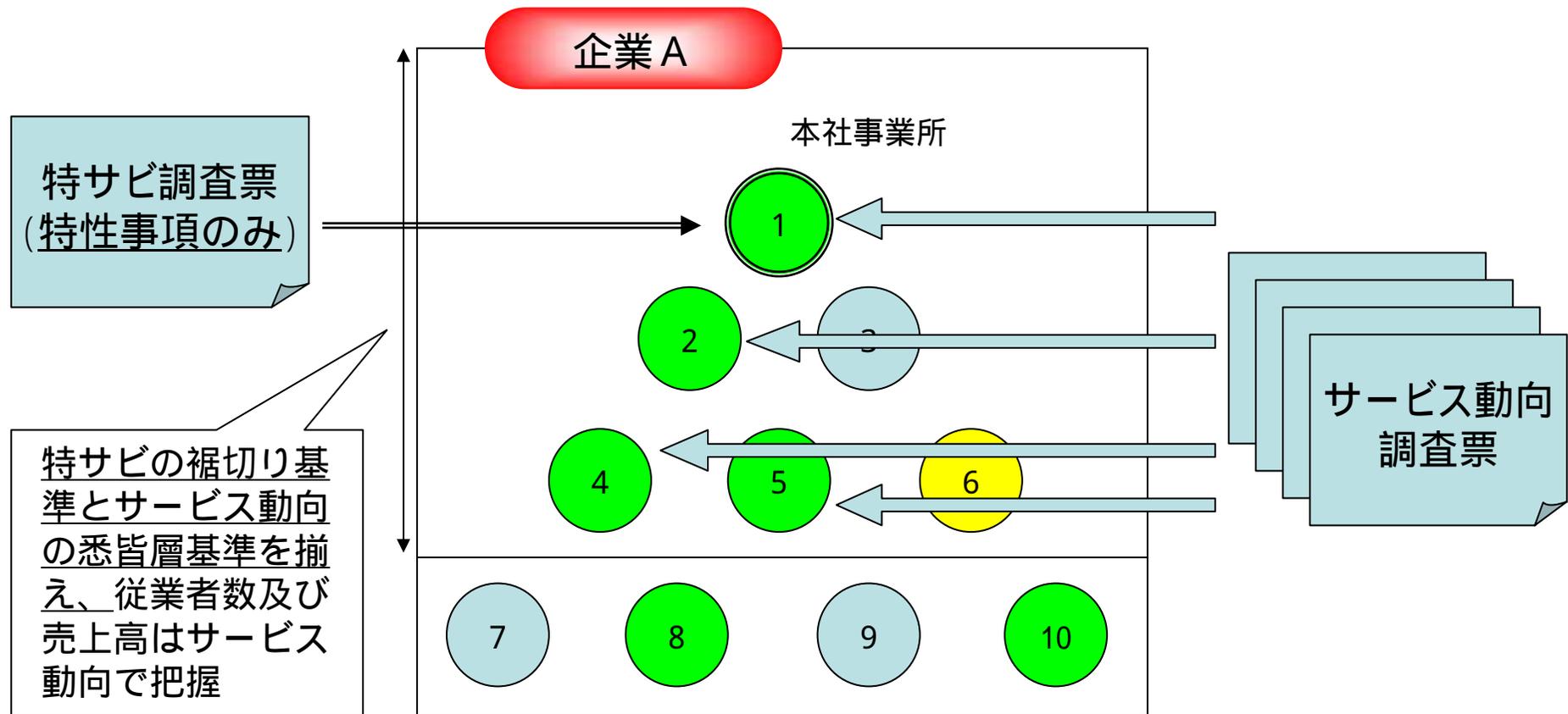
- ソフトウェア業
- 情報処理提供サービス業
- インターネット附随サービス業

特定サービス産業動態統計調査において、裾切り悉皆部分の従業員数及び売上高の合計値以外に、本社事業所分だけの値も併せて把握し、本社事業所分の結果を統計局に提供する。

サービス産業動向調査において、当該事業所が抽出された場合には、調査票は送付せず、提供されたデータを用いて集計する。

傘下事業所は重複の対象外と見なす。

案C：統計局から経済産業省にデータを提供



【主業格付け情報】

- ソフトウェア業
- 情報処理提供サービス業
- インターネット附随サービス業

特定サービス産業動態統計調査の裾切り基準とサービス産業動向調査の悉皆層基準を揃え、悉皆層における従業員数及び売上高は、事業所単位に統計局が把握する。

経済産業省は、統計局から当該データの提供を受け、これらを合算して企業から回答があったものと見なす。

その上で、残りの調査事項（企業ベースの特性事項）のみを把握する調査票を企業の本社事業所に送付する。

案A・Bを実現するための課題

㊫ 各種物品賃貸業調査票（案）

平成 年 月分

1. 事業所数 企業全体のうち、各種物品賃貸業に格付けられる業務を営む事業所数		2. 月間売上高 各種物品賃貸業に格付けられるすべての事業所の月間売上高（消費税額を含む。）																																																					
0101	A	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">企業全体</th> <th colspan="2">うち当該事業所</th> </tr> <tr> <th>千円</th><th>百円</th><th>千円</th><th>百円</th></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>各種物品賃貸業務</td><td>0201</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>その他業務</td><td>0202</td><td></td><td></td></tr> </table>		企業全体		うち当該事業所		千円	百円	千円	百円					各種物品賃貸業務	0201			その他業務	0202																																		
企業全体		うち当該事業所																																																					
千円	百円	千円	百円																																																				
各種物品賃貸業務	0201																																																						
その他業務	0202																																																						
3. 月間売上高、月間契約高 各種物品賃貸業務に係る業務種類別のレンタル月間売上高、リース月間契約高（消費税額を含む。）		A																																																					
		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">レンタル月間売上高</th> <th colspan="2">リース月間契約高</th> </tr> <tr> <th>千円</th><th>百円</th><th>千円</th><th>百円</th></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>産業機械</td><td>0301</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>工作機械</td><td>0302</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>土木・建設機械</td><td>0303</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>医療用機器</td><td>0304</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>商業用及びサービス業用機械・設備</td><td>0305</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>情報関連機器</td><td>0306</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>その他の産業用機械・設備</td><td>0307</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>事務用機器</td><td>0308</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>自動車</td><td>0309</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0310</td><td></td><td></td></tr> </table>		レンタル月間売上高		リース月間契約高		千円	百円	千円	百円					産業機械	0301			工作機械	0302			土木・建設機械	0303			医療用機器	0304			商業用及びサービス業用機械・設備	0305			情報関連機器	0306			その他の産業用機械・設備	0307			事務用機器	0308			自動車	0309			その他	0310		
レンタル月間売上高		リース月間契約高																																																					
千円	百円	千円	百円																																																				
産業機械	0301																																																						
工作機械	0302																																																						
土木・建設機械	0303																																																						
医療用機器	0304																																																						
商業用及びサービス業用機械・設備	0305																																																						
情報関連機器	0306																																																						
その他の産業用機械・設備	0307																																																						
事務用機器	0308																																																						
自動車	0309																																																						
その他	0310																																																						
4. 月末従業者数 各種物品賃貸業に格付けられるすべての事業所の月末従業者数		B																																																					
<p>(1) 各種物品賃貸業に格付けられるすべての事業所の従業者総数 (1)には、のほかに、個人事業主、無給の家族従業員、有給役員も含まれます。 (派遣又は下請として、他の会社など別経営の事業所で働いている人を含みません。)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">企業全体</th> <th colspan="2">うち当該事業所</th> </tr> <tr> <th>万</th><th>千</th><th>万</th><th>千</th></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>常用雇用者 期間を定めず、もしくは1か月を超える期間を定めて雇用している人</td> <td>0901</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>一般に正社員・正職員などと呼ばれる人</td> <td>0902</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>以外の人</td> <td>0903</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)</td> <td>0904</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>(2) (1)のほかに、派遣などとして他の会社などの別経営の事業所からきて、この事業所で働いている人</td> <td>0905</td> <td></td><td></td> </tr> </table>		企業全体		うち当該事業所		万	千	万	千					常用雇用者 期間を定めず、もしくは1か月を超える期間を定めて雇用している人	0901			一般に正社員・正職員などと呼ばれる人	0902			以外の人	0903			臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	0904			(2) (1)のほかに、派遣などとして他の会社などの別経営の事業所からきて、この事業所で働いている人	0905			<p>備考 (前月に比べて 状況に著しい変化があった場合には、その状況を具体的に記入してください。)</p> <p>企業名 本社又は本店所在地 (千) 電話 ()</p> <p>申告者の氏名 作成者の所属部署名及び氏名 電話 ()</p> <p>(平成 年 月 日作成) 統計調査番号 調査票番号 年月分 都道府県 事業所番号 整理番号</p> <p>2 0 0 経済産業省</p>																					
企業全体		うち当該事業所																																																					
万	千	万	千																																																				
常用雇用者 期間を定めず、もしくは1か月を超える期間を定めて雇用している人	0901																																																						
一般に正社員・正職員などと呼ばれる人	0902																																																						
以外の人	0903																																																						
臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	0904																																																						
(2) (1)のほかに、派遣などとして他の会社などの別経営の事業所からきて、この事業所で働いている人	0905																																																						

案A・Bを実現するための課題として、両省は次のとおりとしている。

1 経済産業省

案Bによる特定サービス産業動態統計調査の調査票イメージは左図のようになり、従来の調査事項の約5割増となる（案Aによることにすると、さらに調査事項が増える）。

これらの調査事項についても、経済産業省において、集計に際してデータの審査を行わなければならない。

2 総務省統計局

審査業務については、統計局が受け持つことも考えられるが、サービス産業動向調査（仮称）は民間委託で行うこととしており、委託の範囲内で当該業務を行うことは困難。

案Bによる調査事項の増加分（イメージ）

案Cを実現するための課題

案Cを実現するための課題としては、以下が考えられる。

- 1 特定サービス産業動態統計調査の裾切り基準とサービス産業動向調査（仮称）の悉皆層基準とを揃えること

サービス産業動向調査（仮称）の悉皆層は、ネイマン配分（各層の分散及び母集団の大きさに基づき、層別抽出数を按分する方法）に基づいた設定をしている。一方、特定サービス産業動態統計調査の裾切り基準は、対象産業において売上高ベースで概ね7割程度をカバーできるように設定している。

両調査とも従業者数に基づいた基準の設定をしているので、基準を揃えることは可能であるが、その際には、両調査に要求される必要な精度が共に確保されていなければならない（事実上、より大きな標本が求められる）。

- 2 両省が役割分担し、報告者の混乱を回避すること

案Cにおいては、対象産業に属する一定規模以上の本社事業所に2種類の調査票（従業者数及び売上高のみの調査票 + 特性事項のみの調査票）が届くこともあるため、報告者の無用の混乱を招かぬよう、調査の実施体制において、調査票の一枚化、一元化、一括送付・回収の措置をとる等、総務省統計局・経済産業省が所要の連携をする必要がある。

特性事項とは、業種ごとの売上高に係る部門別内訳、取引件数、業況見通しなど、調査対象業種において固有の調査事項を指す。

平成20年7月分以降の特定サービス産業動態統計調査について

経済産業省
調査統計部
サービス統計室

平成20年7月分以降の特定サービス産業動態統計調査について、下記の調査方法を提案する。

現行の調査方法（アクティビティーベース）を維持したうえで28業種を中心に対象業種を拡充し、「サービス産業動向調査（仮称）」との重複是正を行う。具体的方法は以下の通り。

1．調査方法

現行のアクティビティーベースによる調査を実施する。調査単位は企業とする。ただし、業種によっては母集団名簿や調査項目を勘案し、事業所単位とする。

名簿は、業界団体名簿を使用する。なお、業界団体名簿が使用できない場合には事業所・企業統計調査名簿の活用を検討する。

2．データ提供

特定サービス産業動態統計調査の名簿と「サービス産業動向調査（仮称）」の名簿照合を行い、重複する調査対象については、平成20年7月分より経済産業省が特定サービス産業動態統計調査において「サービス産業動向調査（仮称）」に必要な数値（ ）を調査し、総務省統計局へデータ提供する。

「サービス産業動向調査（仮称）」の売上高・従業者数に関する本社事業所分の数値を調査。

3．調査対象業種拡充について

経済産業省の行政ニーズに基づき28業種を中心に業種拡充を行う。

原則として平成20年7月分より業種を拡充する。

特定サービス産業動態統計調査とサービス産業動向調査（仮称）との調整について（案）

1 今後の両調査の在り方について（目指すべき方向性）

平成 21 年経済センサス（仮称）の実施によって、充実した企業情報が収録された母集団名簿が使用可能になることが考えられる。この時期（平成 23 年度）を目処に、例えば、特定サービス産業動態統計調査の把握方法がアクティビティベースより主産業ベースの方が適当であるとすれば、次のような統計調査とすることについて検討する。

特定サービス産業動態統計調査の把握方法を主産業ベースに改めることにより、調査対象業種によって、総務省と経済産業省とで役割分担を行い、現行の 2 種類の統計調査を一本化する。

2 今後の対処方針

事務局としては、次の方針で対応することとしたい。

平成 20 年 7 月調査での調整実現に向け、可能な限り案 C による調整 を継続する。

主な調整事項として、裾切り基準の設定方法や、対象産業及び調査事項ごとのアクティビティベース・主産業ベースの別に関する検討が挙げられる。

仮に調整が困難な場合は、案 C 実現上の諸課題の解決に向け、平成 23 年度に向けて関係省による事務的検討を行うとともに、平成 20 年 7 月における月次統計調査の円滑な実施を図る観点から、緊急避難措置として、経済産業省において、当面、特定サービス産業動態統計調査において、次のような対応をとることとする（資料 2 - 3 参照）。

案 D :

名簿は、業界団体名簿を使用。なお、業界団体名簿が使用できない場合には事業所・企業統計調査名簿の活用を検討。

現行のアクティビティベースによる企業対象調査（一部業種は事業所）とする。

本社事業所分のデータも別掲として把握し、統計局に提供する。

特定サービス産業動態統計調査及びサービス産業動向調査(仮称)のスケジュール

		平成19年		平成20年							
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
特定サービス産業 動態統計調査	調査対象名簿の整備			調査対象名簿の整備							調査開始
	調査票設計	調査票の作成		記入要領・集計表・ 結果表の作成							
	システム整備					システム整備					
	調査実施準備							調査用品の 作成、発送			
サービス産業動向 調査(仮称)	民間委託の入札手 続き等			民間委託の入札手続き等				開札(4/7)			調査開始
	調査対象名簿の整備										
	調査実施準備							調査準備開始 (4/7~)			
備 考			平成18年事業所・ 企業統計調査確報 全国結果公表 (12月下旬)								
			・サービス統計整備 研究会(12/14)	・第5回統計委員会 (基本計画案諮問 予定)(1/21)				・最適化計画本格 運用(20年4月~)			

サービス産業動向調査(仮称)の調査対象事業所リストは、開札後に受託業者に渡すため、特定サービス産業動態統計調査の対象事業所を除くためには、4月7日の開札前に情報が提供される必要がある。